

自然資本に関わる開示の動向

JICPA自然資本セミナー

2025年9月8日

高村ゆかり (東京大学)

Yukari TAKAMURA (The University of Tokyo)

自然資本に関わる開示の動向

- TNFDに基づく自然資本開示を先導的に進める企業
- EU CSRD対応として
- 現行のISSB基準、SSBJ基準に基づく開示においても進む
 - 一般基準に基づいて
 - SASB (Sustainability Accounting Standards Board (サステナビリティ会計基準審議会)) : 企業がサステナビリティ関連リスク・機会の識別等を行う際に、参照し、考慮することが求められる
 - 気候開示の中で(気候変動と関連して)
 - 気候変動開示(S2基準)の適用に関する産業別ガイダンス (Appendix B) : 企業が気候変動リスク・機会の識別等を行う際に、参照し、考慮することが求められる
 - 資源循環、循環経済や自然資本を念頭においた開示項目も
 - Ex. 食品・飲料: 水管理
 - Ex. 肉製品・乳製品: 排水の水質管理、廃棄物管理、牧草地の保全
 - Ex. 食品加工: 環境、社会基準に関する第三者認証を受けた食材の割合
- ISSB基準におけるさらなる展開の可能性
 - ISSB2024年-2025年の2年間にISSBが取り組むリサーチプロジェクトとしての生物多様性、生態系、生態系サービス (BEES)
 - ISSBの下でのSASBの見直し(進行中)

TNFD adopters (日本)

(2025年8月27日時点)

- 遅くとも2024年からTNFDに基づく開示を始める企業(123社)
 - イオンモール、aiESG、エア・ウォーター、味の素、秋田里山デザイン、ANAホールディングス、アサヒグループホールディングス、アスクル、アセットマネジメントOne、ベネッセホールディングス、BIPROGYグループ、千葉銀行、中部電力、中外製薬、コカ・コーラボトラーズジャパンホールディングス、第一生命ホールディングス、ダイフク、第一三共、大王製紙、大和ハウス工業、大和リース、大和証券グループ本社、日本政策投資銀行、JR東日本、ファミリーマート、ファイントウデイ、富士フイルムホールディングス、不二製油、日立ハイテク、北越コーポレーション、J.フロントリテイリング、日本航空、日本空港ビルデング、かんぽ生命保険、上新電機、JTBインターナショナル、カナデビア、関西電力、花王、川崎汽船、KDDI、キューピー、キリンホールディングス、コニカミノルタ、クボタ、熊谷組、九州フィナンシャルグループ、ローソン、LIXIL、ロッテ、LINEヤフー、めぶきフィナンシャルグループ、明治ホールディングス、明治安田生命保険、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三ツ星ベルト、三井不動産、商船三井、みずほフィナンシャルグループ、森ビル、森永乳業、MS&ADホールディングス、村田製作所、NEC、ニッポン、日本生命保険、日本製紙グループ、日本製鉄、日本郵船、日産化学、日油、野村アセットマネジメント、野村不動産ホールディングス、野村総合研究所、NTTデータグループ、NTTドコモ、小田急電鉄、王子ホールディングス、オカムラ、小野薬品、ポーラ・オルビスホールディングス、プリマハム、リそなアセットマネジメント、レゾナック・ホールディングス、リゾートトラスト、リコー、サッポロホールディングス、セイコーエプソン、積水化学、積水ハウス、セブン&アイ・ホールディングス、島津製作所、清水建設、信金中央金庫、資生堂、しずおかフィナンシャルグループ、Sompoホールディングス、ソニーグループ、住友化学、住友商事、住友林業、住友生命保険、三井住友建設、三井住友フィナンシャルグループ、住友ゴム工業、シスメックス、T&Dホールディングス、大成建設、竹中工務店、日清オイリオ、農林中央金庫、東海理化、東京海上ホールディングス、東京建物、東急不動産、東レ、豊田合成、豊田通商、ツムラ、JR西日本、ヤマハ、山梨中央銀行、横河電機

TNFD adopters (日本)

(2025年8月27日時点)

- 2025年からTNFDに基づく開示を始める企業(61社)

- アドバンス・レジデンス投資法人、アンリツ、アズビル、ブリヂストン、ブラザー工業、ブラザー工業、大日本印刷、第四北越フィナンシャルグループ、大東建託、大和アセットマネジメント、大和ハウスリート投資法人、EIZO、電源開発(J-POWER)、富士電機、富士通、日置電機、北海道電力、飯野海運、IKO日本トムソン、伊藤忠商事、JFEホールディングス、京浜急行電鉄、コーセー、九州電力、ライオン、丸紅、マルハニチロ、雪印メグミルク、明治安田アセットマネジメント、三菱電機、三菱地所物流リート投資法人、三菱ガス化学、三井物産、日本ガイシ、ニチアス、日本化学工業、日本酸素ホールディングス、西松建設、日産自動車、ニッセイアセットマネジメント、日清食品ホールディングス、ニッスイ、日本特殊陶業、北洋銀行、大林組、ロート製薬、西武ホールディングス、すかいらーくホールディングス、ソフトバンク、三井住友DSアセットマネジメント、三井住友トラスト・アセットマネジメント、サントリー食品インターナショナル、サントリーホールディングス、武田薬品、千葉興業銀行、山陰合同銀行、滋賀銀行、東京電力ホールディングス、TOPPANホールディングス、豊田紡織、ワタミ、ヤマハ発動機

- 2026年からTNFDに基づく開示を始める企業(4社)

- シチズン時計、デンソー、阪和興業、コクヨ

- https://tnfd.global/engage/tnfd-adopters-list/?_sfm_hq-country=Japan

Task force on Nature-related Financial Disclosure (TNFD)

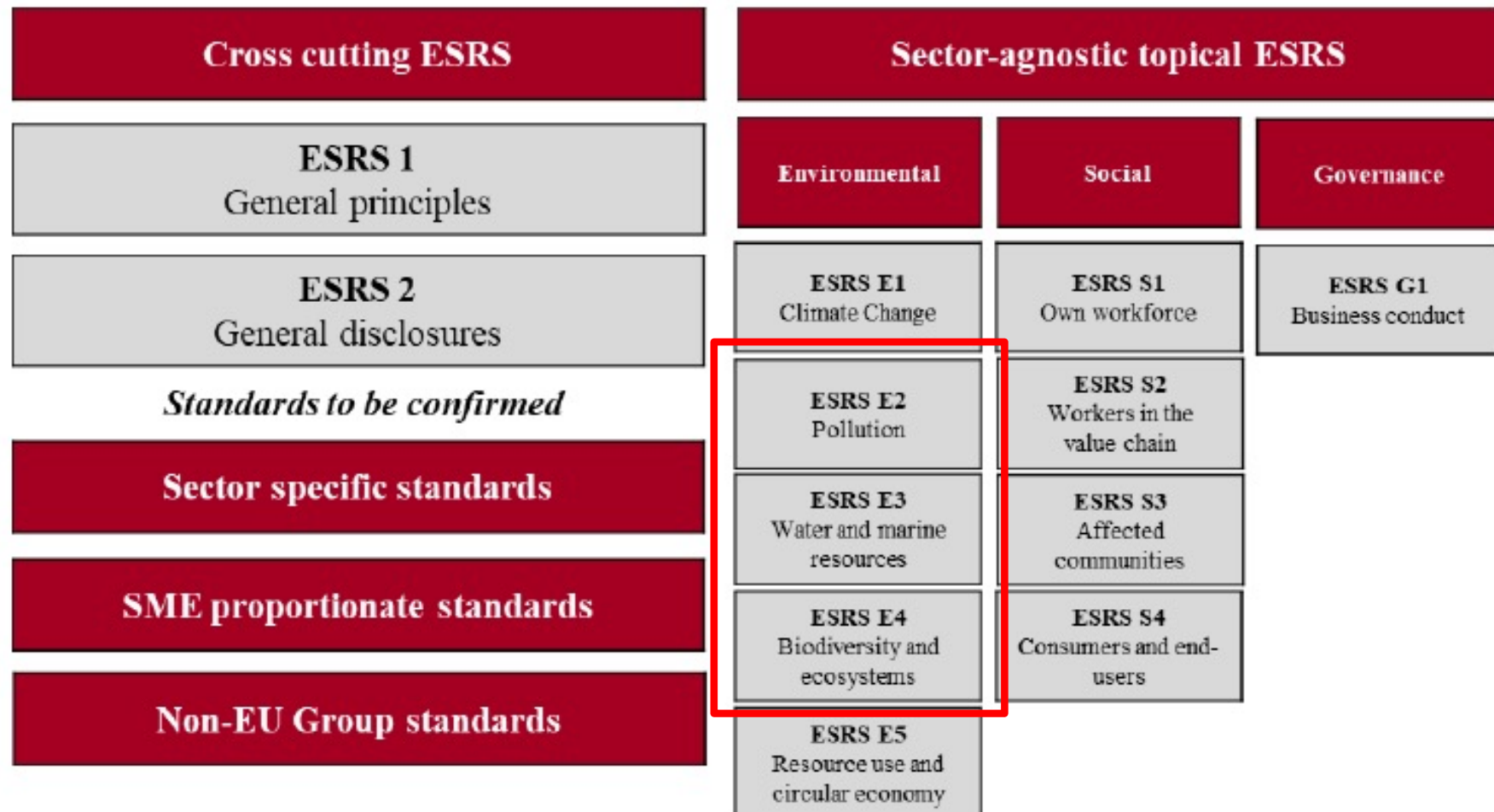
- 自然関連財務情報開示タスクフォース (Task force on Nature-related Financial Disclosure (TNFD))
 - 2019年1月:世界経済フォーラム年次総会で着想
 - 2021年6月:TNFDの立ち上げ
 - ロンドン証券取引所グループ (LSEG) のDavid Craig氏とCBD事務局のElizabeth Maruma Mrema氏が共同議長
 - 2023年9月:TNFD勧告公表
- 自然関連リスクについて、企業が報告・対応するための枠組みを構築
 - TCFDと同じ、①ガバナンス、②戦略、③リスク管理、④指標と目標というアプローチを適用
 - 「影響 (Impacts)」と「依存度 (Dependencies)」
 - 自然が企業などの財務に与える影響を開示する (outside in) とともに、企業などが自然の状態に対して与える影響を開示する (inside out)
 - LEAPアプローチ
- 昆明・モンリオール生物多様性枠組 (2022年、生物多様性条約COP15)
 - 「自然と共生する世界」という2050年ビジョン:「生物多様性が、その価値を評価され、保全され、回復され、適正に利用され、生態系サービスを維持し、健全な地球を維持し、すべての人にとって不可欠な便益を提供している」
 - 2050年ビジョンの実現に向けて、2030年までに「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め反転させる」、いわゆる「ネイチャー・ポジティブ (nature positive)」の達成をめざす
 - 23の目標の一つとして、企業、特に大企業や多国籍企業、金融機関が、生物多様性に対するリスク、依存度、影響を定期的に監視、評価し、透明性をもって開示するよう、各国が政策をとる (目標15)。

欧州サステイナブルファイナンス法

- 企業のサステナビリティ報告に関する指令 (Corporate Sustainability Reporting Directive; CSRD) (2023年1月5日効力発生)
 - 投資家などが必要とする信頼性のある比較可能なサステナビリティに関する情報を企業が報告することを確保
 - **すべての大企業と一部の例外を除く上場企業**が対象。約5万社(現在は1万1000社が対象)が詳細なESRSにしたがった報告を求められる
 - **一定の条件を満たすEU域外の大企業の子会社も適用対象**(EU域内での売上高が2年連続で1.5億ユーロを超える企業であって、4000万ユーロを超える売上を有する子会社を持っているか、大企業たる子会社を有している場合)
 - **すでに報告義務の対象となっている企業: 2024年1月1日適用開始、2025年から報告**
 - **EU域外の大企業: 2028年1月1日適用開始、2029年から報告**
 - 2024年4月、セクター別基準とともに、**域外企業向け基準の採択期限を当初予定の2024年6月から2026年6月までに2年間延期**することが承認
- **欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS)**に関する欧州委員会規則(2023年7月31日、2024年1月1日適用開始)
- **コーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令** (Corporate Sustainability Due Diligence Directive/CS3D) (2024年5月24日欧州理事会で承認、成立)

欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)

企業のサステナビリティ報告指令(Corporate Sustainability Reporting Directive; CSRD)(2023年1月5日効力発生)の下での報告基準(2024年1月適用開始)に**自然関連の開示項目が含まれる**2025年10月31日までに、European Financial Reporting Advisory Group(EFRAG) がESRS簡素化の助言をまとめる予定

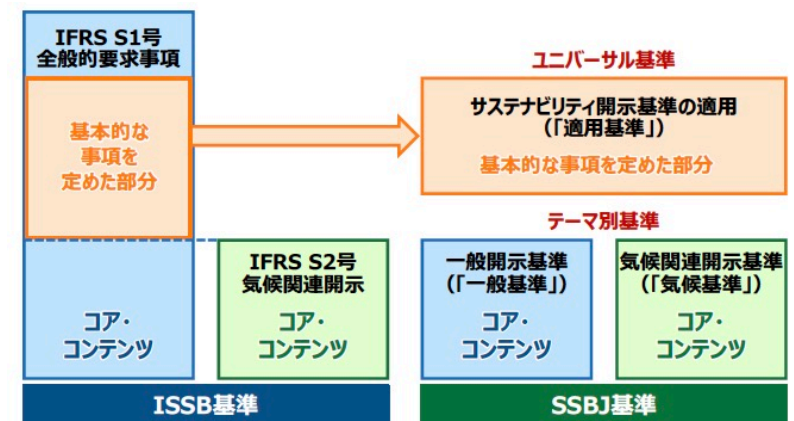


3つのSSBJ基準公表(2025年3月)

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」(適用基準) Universal Sustainability Disclosure Standard “Application of the Sustainability Disclosure Standards”
 - https://www.ssb-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/jponly_20250305_01.pdf
- サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」(一般基準) Theme-based Sustainability Disclosure Standard No. 1 “General Disclosures”
 - https://www.ssb-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/jponly_20250305_02.pdf
- サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」(気候基準) Theme-based Sustainability Disclosure Standard No. 2 “Climate-related Disclosures”
 - https://www.ssb-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/jponly_20250305_03.pdf

※いずれも日本語のみ

- 法定開示の際に適用される基準となることを想定



ISSB基準とSSBJ基準の対応関係
(SSBJ, 2024)

SASBスタンダード

SASB (Sustainability Accounting Standards Board (サステナビリティ会計基準審議会))

2011年に米国サンフランシスコを拠点に設立

IIRCと統合したValue Reporting Foundation(VRF)がISSBに統合

企業の情報開示の質向上に寄与し、中長期視点の投資家の意思決定に貢献することを目的に、**将来的な財務インパクトが高いと想定されるESG要素に関する開示基準を設定**

領域 Dimension	環境 Environment	社会資本 Social Capital	人的資本 Human Capital	ビジネスモデルとイノベーション Business Model & Innovation	リーダーシップとガバナンス Leadership & Governance
一般問題カテゴリ General Issue Category	GHG排出 (GHG Emissions) 大気質 (Air Quality) エネルギー管理 (Energy Management) 水及び下水管理 (Water & Wastewater Management) 廃棄物及び危険物管理 (Waste & Hazardous Materials Management) 生態系への影響 (Ecological Impacts)	人権と地域社会のつながり (Human Rights & Community Relations) 顧客のプライバシー (Customer Privacy) データセキュリティ (Data Security) アクセスとアフォーダビリティ (Access & Affordability) 製品の品質と安全性 (Product Quality & Safety) 顧客の福祉 (Customer Welfare) 販売慣行と製品のラベリング (Selling Practices & Product Labeling)	労働慣行 (Labor Practices) 従業員の健康と安全 (Employee Health & Safety) 従業員エンゲージメント、多様性とインクルージョン (Employee Engagement, Diversity & Inclusion)	製品設計とライフサイクル管理 (Product Design & Lifecycle Management) ビジネスモデル回復力 (Business Model Resilience) サプライチェーン管理 (Supply Chain Management) 材料の調達と効率 (Materials Sourcing & Efficiency) 気候変動の物理的影響 (Physical Impacts of Climate Change)	経営倫理 (Business Ethics) 競争行動 (Competitive Behavior) 法規制環境の管理 (Management of the Legal & Regulatory Environment) クリティカルインシデントリスク管理 (Critical Incident Risk Management) システミックリスク管理 (Systemic Risk Management)

生物多様性・生態系サービス評価報告書 (IPBES, 2019年)

かつてない速度と規模での生態系の悪化、加速化

- 約100万の動植物種が絶滅のおそれ。評価された動植物種の約4分の1にあたる。かつてない速度(これまでの10倍-数百倍)の速さ。このままではその多くがここ20-30年の間に絶滅に瀕する
- 地球上の土地の75%が人間活動により大きく変化、海洋地域の66%が人間活動の影響を大きく被り、85%以上の湿地が失われた
- 1870年代以降、珊瑚礁に覆われた地域が半分失われ、近年その速度を増している
- 陸域の生物相の少なくとも20%が失われた。多くが1900年以降失われ、近年その速度を増している

生態系の変化の原因は何か

- 過去50年間の変化の直接的要因(影響が大きい順)
 - 土地利用、海洋の利用の変化
 - 生物の直接利用
 - 気候変動
 - 汚染
 - 外来種
- これらの背景にある間接的要因
 - 生産と消費のありかたを含む社会の価値と行動様式
 - 人口動態
 - 貿易
 - 技術革新
 - 地域からグローバルにわたるガバナンス

プラスチックの不適正管理の インパクト



観光

経済への
脅威



漁業



農業



自然災害
の悪化



焼却による
有害なガス

健康への
脅威



水資源の
汚染



食物連鎖の
汚染



生物多様性喪失



海洋汚染

環境への
脅威



土壌汚染

気候変動

Thank you for your attention!

Yukari TAKAMURA